よいた

町長内山大三筆

よいただより

7月（No. 49）

昭和45年7月10日　■発行／与板町（代表者与板町長内山大三）■編集　与板町だより編集委員会

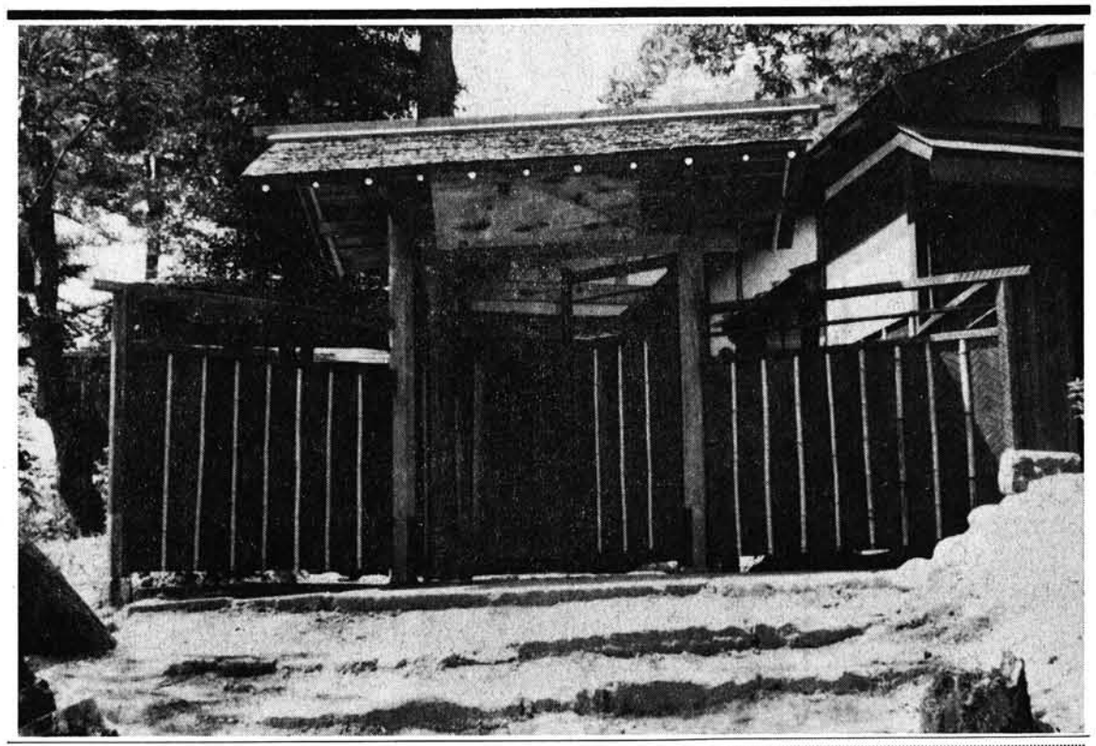

●旧三輪家別荘修復工事が終りました

愛称を皆さんで決めて下さい

昨夏から旧三輪家別荘楽山亭の修復工事に着手しておりましたが、その間寄贈者北海道の両角さんからの御援助もありまして過日門の建設が終り電話、水道も入つてすつかり出来上りました。

町ではこれを機会に建物、庭園を含めた愛称を町民の皆さんから募集することになりました。良い名がありましたら7月末日まで総務課にお寄せ下さい。

人口の動き

6月30日現在

（　）は5月末との比較

人口	8,020人	（＋ 2人）
男	3.887人	（＋ 3人）
女	4,133人	（－ 1人）
世帯	1,804	（＋ 1 ）

出生	6人	死亡	1人
転入	10人	転出	13人

おもな内容は

献血にご協力下さい……2
青少年の犯罪や事故を防止して健全育成を……3
保育料と保育単価を改正……4
楽山亭の由来……5
お知らせ……6

7月　文月（ふみつき）

くらし　夏季の家族の健康に注意。梅雨が明けたら日当りの悪いところの掃除を念入りに夏負けを防ぐためにビタミンAの補給を。

はな　グロキシニヤ、ダリア、グラジオラス、あさがお。

やさい　さつまいも、えだまめ、きゆうり、トマト、なす、白うり、かぼちや。

さかな　すずき、いなだ、あじ、ます、うなぎ、あわび、なまこ。

くだもの　すいみつとう、すもも、すいか。

七月から国民年金保険料が四五〇円になります

国民年金制度は、老令年金や障害年金などの年金を支給し、国民の生活を守る制度ですが、この年金の支給に必要な費用は、加入者と国が一〇対五の割合で積立てられたなかから支払われる仕組です。したがつて、加入者が積立てる保険料の額も国が積立てる額も支給される年金の額に見合つたものでなければなりません。

昨年十二月に国民年金法の改正が行なわれ、それまで六万円と決められていた老令年金は（二十五年間保険料を納めた人が六十五才になつたときに受ける年金）今年の七月分から九万六千円に増額されることになりました。このほか、障害年金の一級は、七万二千円であつたものが十二万円に、母字年金は、六万円が（子供二人の場合）九万六千円に、遺児年金は三万円であつたものが九万六千円にそれぞれ増額されることになりました。

このように、年金額が大巾に増額になると、当然それに見合つた保険料として八百四十四円が必要となるわけですが、加入者の負担を考え段階的に引き上げることになりました。

今まで三十五才未満の人は月に二百五十円、三十五才以上の人は三百円であつた保険料を今年の七月分から一律四百五十円に、二年後の昭和四十七年七月分から五百五十円に引き上げることになりました。

人権法律相談所を開設します

身の回りの問題で困つている方は相談において下さい

次のような問題でお困りの方は気軽に相談において下さい。相談の内容は秘密になつており絶対に他人に洩れる心配はありません。

1.人権に関する問題で例えば老人や婦人子等が虐待されている。騒音、悪臭等で生活がおびやかされている。他人と差別して扱われている等で困つている人。

2.民事、刑事関係の問題で例えば借地、借家、登記等で困つている人。

3.その他種々の紛争で困つている方。

このような方は相談において下さい。相談日は七月二十七日十時～十五時迄です。場所は役場分室（消防本部二階）です。

ペルー地震義えん金のお礼

今般ペルー地震による被災者救援のため広く皆様方から御協力いただきましたところ一二二、一〇〇円の温い義えん金をお寄せいただきました早速日赤支部を通し現地へ送付致しました。皆様方の温いご協力に厚くお礼申し上げます。

日赤与板町分区長
日赤与板町奉仕団委員長

ポストコーナー

郵便番号は住所の一部です。
正しく、はつきりと書きましよう。

日ごろ、お出しになる郵便物に名あて人、差出人、ともに郵便番号をお書きいただき、ありがとうございます。おかげさまで全国平均を上回る好成績を収めております。

しかし、まだ一部の郵便物に番号が記載されていなかつたり、せつかく郵便番号が書いてあつても、まぎらわしいため区分機が読み取れないものがありますし、さらに区分け作業は番号記載のあるものと、ないものとに分けて作業している現状です。

郵便番号の効果を十分に発揮し、より早くより正確な郵便にするために、さらにみなさんのご協力をお願いします。

年賀はがきお年玉引換えは
7月20日まで

年賀はがきのお年玉引換えは7月20日までです。当せんしているかたは忘れずに引換えてください。当せん番号は2月10日発行の「よいた町だより」にものつています。

観音さまにおまいり下さい

旧三輪家別荘裏山の観音堂に十一面観音がおまつりしてあり与板町で管理しております。

今年から毎月第三日曜日に開扉いたしておりますからおまいり下さい。

税務署から

税金のご相談は「巡回税務相談日」に

五月一日から「税務相談室」が関東信越国税局に設けられ、税務相談官が無料で税金に関するいろいろなご相談に応じています。今度、長岡市で次の通り巡回税務相談を実施しますのでご利用下さい。

相談日は毎月七日（日曜のときは八日）十時～十五時迄場所は長岡商工会議所です。

納税には便利な振替納税制度をご利用下さい。

この制度は、皆さんの取引先金融機関の預金口座から自動的に税金を引落して納税する方法で、各納期毎に納付書を皆さんが指定した金融機関へ送ります。

金融機関ではその納付書に基いて預金から皆さんに代つて確実に納税しますので手数がかかりません。

まだ利用されてない方は是非長岡税務署徴収課または金融機関窓口へご相談下さい。

善意の献血をお願いします

八月一日にゆうあい号が来町

7月1日～31日迄 愛の血液助け合い運動実施中

血液は人間にとつて、まことにいのちの綱であります。人間の生命が母体に宿つてからこの世に生まれ、一生を終るまで、一秒たりとも休みなく活動を続け、われわれのいのちを保持してくれるものは血液であります。

この貴重な血液を一時に多量を失えば生命の営みは止つてしまいます。

何もかけがえのない大切な私たちのいのちですが、今日では、私たちのその大切ないのちも、いろいろな危険にさらされており、いつ輸血を必要とするような事態が起きないとも限りません。私たちは自分のいのちを守るために、血液の尊とさを今一度考え直してみる必要があるのではないでしょうか。

人間に他の動物の血液を輸血することは多くの危険をともない、事実上不可能とされています。また、人工血液についても研究されていますが血液のもつ機能のすべてをまねることはできません。

人体の全血液量（普通成人の場合は四、〇〇〇～五、〇〇〇㎖）の¼を失つても危険はないのですが、⅓を失うと血圧が非常に下がり、½を失うと生命が危険になります。又、逆に輸血量が多すぎて一五〇％をこえるときは、血圧が亢進して危険になるおそれがあります。

輸血には二つの方法があり、一つは人体から人体へ、両者の血管をくだでつないで直接輸血する方法と、もう一つは、人から採血した血液を一たんある容器にうつしてそのまま、または、保存血液に仕立てて、必要なときに輸血する方法です。

保存血液というのは、その名のとおり、保存がきくように、血液がかたまつてしまわない作用をもつ薬品と混合された血液であり、最近のめざましい進歩に、保存血液の果す役割は大きいものがあります。献血とは、国民が相互扶助の精神に基づき、報酬を度外視して血液を提供することで、これは相互扶助の精神に立脚している以上自分の献血した血液が人を助けるとともに自分にもし血液が必要となつた時は、人の血液が自分を守つてくれることになるのです。これら献血者の善意による血液は人の生命保全のため、何物にも代えがたいものであり、その尊い善意に対し感謝の意を表すため、日本赤十字社新潟県支部では昭和四十五年七月一日から献血者並びに同居の親族（血族三親等）が保存血液の輸血を受けた場合、本人が支払うべき血液代金を支部が負担することになりました。県内の推定需要量の完全供給には今一歩という状況であります。

一人一人が提供しあつた尊い血液は、健康で明るい明日の生活を支える礎となるものでありましょう。この献血の必要性をご理解いただきこの運動にご協力をお願い申し上げます。

尚、本年度第一回移動採血車（ゆうあい号）の来町は次のとおりです。特段の善意をお願い申し上げます。

日時 八月一日（土）午前九時三十分より

場所 与板町消防本部脇

やさしい議会知識 (23)

問 委員会に付託するということはどう言うことですか

答 地方（町村）議会の審議のしかたは本会議中心を原則としています。

議件を会議に付議しようとするときは、まず、議件を者本会議の議題にし、提出者（発議者）の提案説明を聞いたうえ質疑をし、質疑終結後府県及び市では本会議にはかることなく議長権限でストレートに所管の常任委員会に付託をしますが、少町村議会では議員定数が少ないので、むしろ全議員が審議するほうが能率的だということから本会議中心の運営を原則としています。

しかし、議件によつては委員会に付託して専門的に審査・調査をしなければ結論が出ないような議件に対しては、本会議にはかつたうえで付託することができると定められています。

町村は本会議に重点を置き県・市では本会議と委員会の折ちゆう型をとつています。

一議案を二委員会に付託することはできないこととなつています。もし二つ以上の委員会に関係ある議案については、主たる委員会に付託をしてその後、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができると会議規則で定めています。

予算は一議案でありますので分割付託は原則的にはできませんが、地方議会では予算は特に重要議案であります、所管事務の調査請願及び所管の条例並びに同一委陳情等との関連から同一委員会で審査をした方が便宜ということから事実上分割して委員会に付託している例がかなり多いと言われており、当町も分割付託をしています。

一議案を二つの委員会に付託することがいけない理由は、二つの委員会が違つた結論を出した場合、いずれを採るべきかを判定することが言われていたためだと言われています。

七月の行事

■国民安全の日（一日）

昭和三十五年五月に制定された。この目的は、国民一人一人が生活環境、その他日常生活の場が安全であるかどうかを反省し、これを習慣化する気運を高め、産業災害、交通安全、火災海難など、国民の日常生活の安全をおびやかす災害の防止をはかることである。

この日を更生保護の日と定め昭和三十七年から実施している。

■全国安全週間（一日～七日）

経済のめざましい発展により新しい労働災害が目立つてきた。そこで、これら労働災害を絶滅するために設けられた。

■住民登録届出励行週間（一日～七日）

この週間は、住民登録法が昭和二十七年七月一日施行されたのを機会に、この一週間、住民登録制度が国民生活の上でいかに重要な役割をはたしているかをPRし届出の励行をうながすために実施している。

■更生保護の日（一日）

昭和二十四年七月一日に罪を犯した者の改善および更生を助け、その再犯を防止して完全な社会復帰をとげさせるための保護措置を定めた「犯罪者予防更生法」が施行された。そこでこの日を更生保護の日と定め昭和三十七年から実施している。

青少年の犯罪や事故を防止して健全育成を

夏季の青少年非行化防止運動を実施中

青少年の健全育成非行化防止対策については各分野において種々の対策を講じて推進しておりますが、これにもかかわらず青少年の犯罪は増加しつづけ大きな社会問題になつております。これからの夏季間は例年この種の犯罪が激増する時期ですこれは夏休みに入つての児童の気のゆるみ、又、季節における開放感のせいではないかと思われます。そこで、これらの犯罪の未然防止と健全育成をはかるため県青少年総合対策本部が中心となり運動を展開することになりました。青少年が心身ともに健やかに成長することはすべての親の願いです。この運動をより効果的に推進するため皆さんの御協力をお願いします。

一、運動の目的

青少年の健全育成のためには、常にたゆまぬ努力が必要であるが、特に夏期は青少年が学校や職場からはなれて心身の鍛練や社会的経験を豊富にし、自由に生活できる時期である。したがつて、その健全な育成をはかるための適切な指導がなされるならば、多くの成果をもたらすことができる。

しかし、その反面、不注意や放任によつて起こる事故や非行化の危険もまた少なくない。そこで、家庭、学校はもちろん職場、社会においてもすべての人が特にこの時期における青少年の健全育成に関心を高め、努力し推進をはかることが目的である。

二、推進期間

昭和四十五年七月一日～八月三十一日

三、重点目標

(1) 青少年に自主的な生活態度を育てるようつとめる。

(2) 夏期体力づくりの推進をはかる。

(3) 青少年の事故防止および非行化防止につとめる。

四、具体的対策

(1) 家庭

ア、計画的組織的な生活設計と節度のある日課の実践につとめる。

イ、親と子で行なう楽しい体力づくりをすすめる。

ウ、この機会に子どもの進路についてよく話し合う。

エ、交通安全等、事故防止をはかる。

オ、水泳危険個所の教示と監視の徹底をはかる。

カ、深夜の外出制限監督について指導する。

キ、飲酒喫煙等不良行為のないよう指導し、特に性的非行の防止につとめる。

ク、シンナー類の乱用事故防止をはかる。

ケ、海水浴場、キャンプ場などにおける公共施設をたいせつにするよう指導する。

コ、動植物をいためないなどのマナーのかん養につとめる。

(2) 職場

ア、職場の安全対策の徹底をはかり、特に過労運転等の防止をはかる。

イ、年少労働者、アルバイト学生の交通事故防止ならびに安全管理等の徹底をはかる。

ウ、アルバイトの求人は職業安定所を通じて行なうこととし、学生の使用にあたつては労働基準法を遵守し、心身の健全な発達を阻害するおそれのない職種に就業させる。

エ、新規就職者にとつては初めて迎える職業生活の夏期であり、心身ともに動揺しやすい時でもあるので、生活態度、職業観等に対する指導に留意して諸行事の推進につとめる。

オ、夜間営業をする職種にあつては、従業員、顧客を通じ青少年の心身におよぼす影響を考慮し、その健全化にじゅうぶん配慮する。

カ、職場グループ活動の促進と指導体制の確立をはかる。

キ、動的なレクリエーションの励行をはかる。

(3) 地域社会

ア、青少年の生活指導体制の整備をはかる。

イ、地域の子ども会等健全な青少年グループ活動を育成援助する。

ウ、成人、保護者によるパトロールの実施を徹底する。

エ、水難、交通事故等、事故防止の対策を強化する。

オ、子どもの路上遊びについて注意を怠らないようにする。

カ、夏祭り、盆踊り、花火大会等地域行事の計画に際しては、青少年の心身におよぼす影響をじゅうぶん考慮して適切な処置をとるようにする。

キ、ビヤガーデン、スナックバー等の出はいりや飲酒、喫煙等のぐ犯行為のないように配慮する。

ゴキブリ退治に協力下さい

八月三十一日迄駆除運動を実施中

ゴキブリは全国的に広く分布しており、種類も多く、県内ではチャバネゴキブリ（小型）とヤマトゴキブリ（大型）が普通みられます。

ゴキブリは蚊や蠅よりも病原菌を多くまき散らすおそろしくきたない第三の害虫です。

ゴキブリは病原菌（赤痢、小児マヒ、食中毒等）を運ぶほか、人糞や痰などの汚物をとおり、台所、食器戸棚、食品等を汚染します。油断していると恐ろしい病気を運ぶ運びやになります。このためこの駆除運動を八月三十一日迄行こないますのでご協力下さい。

◎ゴキブリの習性

ゴキブリは夜だけ活動し一寸の物音や光をあてるだけですぐ物かげにかくれます。又臭の激しい薬剤にも警戒し近寄りません。ゴキブリは家住性です。

以上の習性があります。そこで次の点に注意して退治して下さい。

1.すみか

。たべものと水のある場所

。台所（コンロ、戸棚、流し台の下、物入れ）や、ジメジメした暗いあたたかい場所に住んでいます

2.動き

。隅行性で、戸棚、流し台床と柱などの側縁づたいに行動し一寸のスキ間でももぐり込みます。

3.駆除方法

。整理整とんしてすみかを無くする。

(1) ゴキブリのすみかとなりやすい所の清潔整とんをする。

。ゴキブリの有無の確認

(1) ゴキブリのすみかになり易い場所で、急に点燈してみる。

(2) 戸棚、物入れなどの片すみ、ひき出しの奥などにゴキブリの糞（ケシ粒大）の有無をみる。このような所を清潔にする。

。駆除薬剤を有効に使用する。

(1) 油剤はそのまま噴霧するとよい。

(2) 乳剤は5～10倍にうすめて噴霧するか刷毛で、ゴキブリの通り道に帯状に塗布するとよい。

夏は体力が弱まり病気にかかり易い時期です。地域ぐるみ、みんなで不潔なゴキブリを退治しましょう。

新潟県農林水産業振興資金を利用下さい

今年より新しく制定された資金で、資金の種類により、異なりますが、基準金利は年8.5％～9％です。尚この内県が2％以内、町が1％以上の利子補給をするため、末端貸付利率は5.5％～6％以内となります。利用される方は次の点に注意して下さい。申請書は各農業協同組合で取扱います。申請書の提出期限は年4回で、第一期は4月30日、第2期は7月31日、第3期は10月31日、第4期は1月31日です。

資金の種類は1号が経営規模拡大（肉用素牛・豚・ヒナの購入及飼料諸資材の購入）

2号が主産地育成で肉牛・肉豚・採卵鶏・特産・野菜等の購入費、3号が内水面漁業振興で錦鯉の越冬池養魚池、種苗、その他、6号が生活環境整備資金屋外集会施設、防犯灯、非常ベル、案内版、排水施設等の改良取得となつています。

償還期限は3年～5年以内で据置期間は1年～2年です。

貸付限度額は、個人10万～200万、団体30万～500万です。

詳細については各農協へ問合せ下さい。

これからの稲作管理

田植後は天候が良く、稲の生育は一応順調であるが軟弱のできです。田植後25日の生育状況は草丈は高く、分けつは多くなつています。

これからの管理の重点は、第一に稲の根を大切にすることで根ぐされを少なくし、収穫期まで健全に保つため水のかけ引きが重要になります。

第二は穂肥です。早すぎると節間が伸び倒状の原因になります。稲を良くみて時期、量をまちがわないように。

第三は病害虫対策で「これ以上広がらないだろう」「ひどくならないだろう」と思つている中に被害が大きくなります。適期に薬剤散布をして下さい。

保育料算定の基準
保育料及び保育単価が改正されました

昭和45年4月から保育料及び保育単価が次のように改正されました。
尚入所決定の際6・7月で差額徴収する旨通知いたしましたが、7・8月で徴収させていただきます。

1．保　育　料（保護者から納めて頂く月額です）

各月初日の在籍措置児童の層する世帯の階層区分				徴収金基準額（月額）	
階層区分	市町村民税等による定義			3才未満の児童の場合	3才以上の児童の場合
A 階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）			0	0
B 階層	A階層を除き前年度の市町村民税非課税世帯			0	0
C 階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税世帯	第一階層	前年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税世帯	現行1,700円が1,850円に（920円）	現行 1,250円が 1,400円に（700円）
		第二階層	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円未満である世帯	現行1,950円が2,150円に	現行 1,550円が 1,750円に
		第三階層	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以上である世帯	現行2,200円が2,400円に	現行 1,800円が 2,000円に
D 階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯	第一階層	前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	現行2,800円が3,000円に	現行 2,350円が 2,550円に
		第二階層	前年分の所得税課税額が3,000円以上30,000円未満である世帯	現行4,000円が4,300円に	3才児の保育単価 現行 3,900円が 4,200円に 4才以上児の保育単価 現行 3,620円が 3,940円に
		第三階層	前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	現行5,150円が5,500円に	3才児の保育単価 現行 4,390円が 4,760円に 4才以上児の保育単価 現行 3,620円が 3,940円に
		第四階層	前年分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	現行7,400円が7,800円に	同　上
		第五階層	前年分の所得税課税額が90,000円以上である世帯	（新設）3才未満児の保育単価12,020円	（新設）同　上

保育料は以上の階層区分によって決められ、更に固定資産のある世帯については次の表により加算されます。

固定資産税額による附加基準表

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分		認定する階層
C階層の第1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が	4,000円以上である世帯	C階層の第2階層
C階層の第2階層に属し、前年度分の　〃	6,000円以上である世帯	C階層の第3階層
C階層の第3階層に属し、前年度分の　〃	8,000円以上である世帯	D階層の第1階層
D階層の第1階層に属し、前年度分の　〃	10,000円以上である世帯	D階層の第2階層

⊙本年度よりC階層の第1階層に属する世帯から2人以上の児童が入所している場合における2人目以降の児童の月額徴収金基準額が半額徴収（括弧内の数値）となりました。

2．保育単価（保育所に対して町が支払う児童1人当りの月額単価）

その月の初日措置児童の年令区分	基本分保育単価	寒冷地手当として加算される額	児童用採暖費として加算される額	民間施設経営調整費加算額	保育単価の計
3才未満児	11,620円	350円	50円	260円	12,280円
3才児	4,610	100	50	90	4,850
4才以上児	3,790	100	50	70	4,010

生活の知恵

ウメ干の作り方とその利用

青ウメは、たつぷりの水に一日つけてからザルにあげ、熱湯にサツとくぐらせてから、スダレにひろげて五～六日ひなたに干します。青ウメ十カツブに対して赤シソの葉六〇〇グラムを洗つて、一日くらい陰干しで水けを切ります。次いで一握りの塩をふつてもむと黒ずんだ汁が出ますから、それを捨てて、今度は白梅酢（昨年つけたウメ干の汁）を入れてもむと、きれいな赤い汁が出てきます。

白梅酢がなければ、青ウメを十個ほど、おろし金ですりおろして用いましようそこで、ウメと塩三カツプ、赤シソを交互にカメの中に入れ、いちばん上は、ウメがのぞかないように、赤シソでおおつて下さい。最後にしようちゆう一カツプをふりかけ、フタをして重石をしておきます。十五～六日たつたら、フタをとりカメごと一日一時間程度日光にあて、これを四～五回くり返すと、柔かいウメ干ができます。

つかつたウメ干は、そのまま召上るほかに、うらごしをしてウド、レンコン、イカなどをあえたウメあえにすると喜ばれます。またうらごしたウメはみりんとしようゆを少しくわえると、さしみのつけじようゆとしても使えます。

楽山亭の由来

前波善学

楽山亭はもと大坂屋三輪家の別荘であつた。

同家はむかし越中国新庄の郷土であつたが、天正年中加賀の前田家に亡ぼされて越後長岡に逃れ、のち与板に住みついたのは万治二年といわれている。新町（現在の石黒自転車店から大谷地家まで）に間口二十三間二尺余、奥行十九間半の宅地に居をかまえ、門の一隅に樅の老樹が威圧を加えるように茂り立つていた。

寛政元年の『与板町屋鋪検地牒』によると、当時全町の宅地十三町六反九畝五歩の中、各町二十八個所に合計一町三反三畝十五歩を所有していた当地随一の富豪であつた例の良寛和尚もしばしば同家を訪れ、五代多仲長旧の未子左市をこよなく敬愛していたが不幸にして夭折したのを悲しんで詩歌を賦している。今八幡公園の詩碑がそれである。

なお、ほかに「輪氏の別墅に遊び左一を懐う有り」の詩もある。この中の別墅が後年楽山亭の裏山から沢海の北方博物館に移築された茶室積翠庵であるかどうか、あるとすれば面白い。この庵は越後の茶道に貢献した柏崎の茶人松村宗悦の作で、柏崎その他に現存する四、五の茶室と共に名作の一つであるが宗悦の歿したのは安政二年であり良寛の詩のころはまだ三十歳前後であるから、あのような枯淡なたたずまいが出来たかどうか私が今こんなことを問題にするのは楽山亭別荘の建立がいつ頃はじめられたかというメドをつかみたいからである。

もしあの茶室が当初から楽山亭の裏山にたてられたとすれば、その頃すでに別荘もあつたということになるが、これは聊か困る、というのはその建築に当つた大工さん達は何れも明治の末ころまで生きた人であり、楽山亭の完成したのも、その頃であるからである従つてあの茶室は他か移築されたもので、その「他」が何所かについては今説く紙数がない。

三輪家十一代の当主潤太郎は三十一年三月第四回衆議院議員に当選したが、その後家運も漸く傾いて東京向島の別邸に移つた。

のち北海道釧路市の両角栄治氏の有に帰し、戦時中には老夫妻が疎開されていたが、終戦後釧路に帰宅されたあと改めて当町に寄附され、現在に至つている。今度荒廃した個所を修理復元したから町民各位のご利用を願う次第である。

なおこの復元についても両角氏が多大の寄附をされたことを附記して謝意を表します。

良寛さまの歌と与板（九）

四八、草の庵に立ちても居てもすべぞなきこのごろ君が見えぬ思へば

解、これも由之への歌、意味は明瞭である。

草庵にひとり立つて見たりすわつて見たりするがどうしようもない。この頃あなたが見えないので淋しくてたまらない。という意味であろう。島崎時代の作といわれる。老齢の孤独感がひしひしと身に迫り肉身の弟の来訪を首を長くして待つている心境。

四九、老いの身の老いのよすがを訪ふとなづさひけらしその山道を。

解、これも由之への歌

待つていたあなたも老齢の身で更に老齢の私を訪問して下さるために、因難な山道をずいぶん骨折つて来て下さつたことは何ともいえないありがたいことだとの意。「なづさひけらし」は難儀したことであろうの意

五〇、あすよりの後のよすがはいざしらず今日の一日は酔ひにけらしも

解、由之と遇い酒を飲み互に慰め合つてすつかり酔つてしまつた。明日からのくらしの手だてはどうなるかわからないがそんなことはどうでもよい。兎に角楽しい二人である。

良寛さまが酒を好まれたこともわかるし酔えば無邪気になつて楽しむ良寛さまであるが、今日は久しぶりに待ちに待つた弟と一しよなので一層楽しい。凡てを忘れて飲もう。詩の項で書いた左の詩を再びここに載せて見よう。

兄弟相逢処、共是白眉垂、
且喜太平春、日日醉如痴、

これに因んだもう一首の歌

「うま酒を飲みくらしけりはらからの眉白たへの雪の降るまで。

五一、水茎の跡もなみだにかすみけり、ありし昔のことを思へば。

解、良寛さまの父以南は誰も知つている通り与板の割元新木家の出身であるが文筆に秀で俳句をよくし越後の巨匠といわれた人である。国史にも通じ勤皇の心厚い人でもあつた。晩年京都桂川に身を投じたと伝えられ其際長男良寛に書き残した俳句、画仙紙半折に「朝霧に一段ひくし合歓の花。」と「夜の霜身のなる果てやつたよりも」の短冊とがあつた。

その半折の余白にこの歌を記したもので意味は「父上のみ筆の跡も涙にかすんでおぼろになつた。御在世の時のあれやこれやを追想すれば感慨は無量である」多感な良寛さま、孝心厚い良寛さま。中元の歌という詩に

母去り悠々父亦去る。
悽愴哀惋何ぞ頻々たる。

の句がある。良寛さまの心中察すべきである。

五一の半折は一生肌身を離さず亡き父を偲んだということである。

因みに与板上町の旧新木家屋敷跡には、以南の句碑がある。高橋卯一氏が独力で建てられたもので、「朝霧に一段ひくし合歓の花」の句が刻まれているが大文字で達筆で津田青楓画伯の添書もあり与板の文化財の一つである。高橋氏の好意でこの大句碑及びその敷地共町へ寄附され今は町の所有となつている。

思うに良寛さまの非凡な才能はこの父の血を多分に受けつぎ更に偉大に完成されたものであろう。

駒形　新作　記